

平成 23 年度環境保全規範

東亜企業株式会社の事業活動における平成 23 年度環境保全規範として、以下を定めます。

記

1. 基本姿勢

- (1) 環境保全に係る法令、規制、条例を順守します。
- (2) 環境保全規範を社内外に公示し、本規範に沿って行動します。
- (3) 本規範に定められた以外の事案が生じた場合並びに法令、規制、条例との合否が不明な場合は、すみやかに担当へ報告し対処するようにします。

2. 環境保全に適した職場づくり

- (1) 社員の環境保全意識啓発と能力向上に向け、教育と指導をします。
- (2) 定期的に環境保全に関する社内ミーティングを実施します。
- (3) 職場内外での省エネルギー、省資源、産業廃棄物の削減、リサイクルを推進します。
 - ・搬入出から製造、施工にいたる工程全てにおいて、環境保全に適応した製品、工法を採用します。
 - ・製造から廃棄にいたる全てにおいて、コンプライアンスに適応した業者を選定し取引することに努めます。

3. 年度規範施行と報告の義務化、計画の策定

- (1) 本規範に対する達成度並びに順守度に関する報告書を、平成 24 年 4 月 10 日までに担当に報告することを義務付けます。
- (2) 上記報告をふまえ、平成 24 年度の環境保全規範を定め同年 5 月 1 日までに公示し施行します。
- (3) 早急なる改善や中長期にわたる向上・改善が必要な場合は、実施計画を策定し実践します。

以上

平成 22 年 4 月 1 日 公示

規範施行者 代表取締役 前田一成